８愛給第１８８号
令和８年１０月１３日

指定給水装置工事事業者　各位

愛知中部水道企業団
企業長　佐藤　有美

屋内改造におけるメータユニット設置工事の取扱い変更について（通知）

日ごろは、水道事業にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

見出しのことについて、現在、屋内改造申込時にボール式止水栓以外の止水栓である場合又は逆止弁がない場合、修繕伝票にてメータユニット設置工事の施工を依頼していますが、下記の取扱いに変更します。なお、この変更に伴い、今まで様式第４２号「給水装置工事概算設計願い書（先行取出し有り）」に添付して提出いただいていた既設メータボックスのサイズが分かる写真は、適用年月日以降は不要となりますのでご留意ください。

記

１　適用年月日

令和９年４月１日

給水窓口委託業者（愛知中部水道企業団指定工事店協同組合）受付分から適用する。

２　改正の内容

	現状	変更後
ボール式止水栓で逆止弁がない場合	企業団負担にてメータユニットを設置	企業団負担にて逆止弁を設置
逆止弁はあるが、止水栓がボール式止水栓以外の場合	企業団負担にてメータユニットを設置	企業団負担にてボール式止水栓を設置
逆止弁がなく、ボール式止水栓以外の場合	企業団負担にてメータユニットを設置	企業団負担にて逆止弁及びボール式止水栓を設置

※上記の場合であっても、お客様がメータユニットの設置を希望される場合又は施工後の写真等でメータユニットの設置が確認できる場合は、お客様負担にて施工を行うものとします。

お問い合わせ先
給水課
電話　　0561-38-0035